

## 危険物許可申請等の手引き

銚子市における危険物施設の新規設置又は変更の許可の申請、工事から使用開始まで、さらにその後の施設の用途廃止までの手続きの概要を公表します。

消防法に基づく危険物の規制事務の手続きを円滑に進めるためにも設置や変更の許可申請にあたっては、基本設計や詳細設計など、それぞれ設計の段階で当本部への事前相談をしていただくようお願いいたします。

申請書等の様式は銚子市消防本部ホームページ「申請様式」からダウンロードできます。仮貯蔵仮取扱や仮使用の承認申請、許可の申請、完成検査等の申請は当市の条例に基づいて手数料を徴収しますので、事前の確認をお願いします。不明な点や疑問点については銚子市消防本部予防課にお問い合わせください。

### 1. 設置・変更の許可申請等について

- (1) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 設置許可申請書
- (2) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 変更許可申請書
- (3) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 仮使用承認申請書
- (4) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 変更許可及び仮使用承認申請書

#### 【基本的な添付書類】

- ア 許可申請書（銚子市消防長あてに提出）
- イ 委任状（申請者と設置者が異なる場合）
- ウ 構造設備明細書
- エ 案内図、配置図
- オ 位置、構造、設備に関する図面
- カ 建築物又は工作物の構造図
- キ 機器等の仕様書
- ク 消防設備、警報設備等に係る図面、仕様書等
- ケ その他審査に必要な書類

#### 【仮使用承認申請について】

消防法第 11 条第 5 項ただし書の規定により、危険物施設の変更許可後、完成検査を受ける前において変更工事に係わる部分以外の部分の全部又は一部について仮に使用する場合には、銚子市消防長あてに承認申請を行ってください。

#### 基本的な添付書類

- ア 委任状（申請者と設置者が異なる場合）
- イ 仮使用の概要、内容説明書

- ウ 事業所全体配置図
- エ 仮使用承認申請範囲図面
- オ 工事工程表
- カ 工程概要図（フローシート）
- キ 工事に伴う安全対策

**【注意事項】**

- (1) 消防法第 11 条第 1 項の規定に基づき危険物施設を設置しようとする場合は設置許可申請、又は許可を受けた危険物施設を変更しようとする場合は、変更許可申請が必要となります。
- (2) 申請書の添付書類は基本的なものであり、施設形態や工事内容によっては担当者が審査上必要となる書類の提出を別途求める場合があります。
- (3) 建設工事が長期間を要し、許可申請時に書類等を全て揃えることが困難な場合や、建設中の現場状況に合わせた工事をする場合等については、工事の途中で再度、変更許可申請を行って、設計の変更や設備の仕様変更等についての許可を受けながら工事を進めることもできます。
- (4) 許可書が交付された後に当初の計画を変更して工事を進める場合は、必ず事前相談をお願いします。工事内容によっては無許可変更という重大な消防法違反に該当する場合があります。

**2. 軽微な変更の資料提出について**

資料提出書（軽微な変更・規制外の変更）

製造所等の維持管理のための補修、取替、改造、移設、撤去その他の変更工事で変更の許可を必要としない工事をする場合は、工事開始前に、銚子市消防長あてに資料の提出を行う必要があります。

変更の許可を必要としない工事としては、次に掲げる事項が明らかなもの（軽微な変更工事）とされています。

ア 消防法第 10 条第 4 項に規定する製造所等の位置、構造及び設備の基準の内容と関係が生じないこと。

イ 保安上の問題を生じさせないこと。

※ 1 軽微な変更に必要な資料は、変更許可申請に準じて用意していただくこととなりますが上記ア、イの内容が確認できる書類が必要となります。

※ 2 参考「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」

（平成 14 年 3 月 29 日消防危第 49 号 ※改正令和 6 年 3 月消防危第 48 号）

### 3. 完成検査等の申請について

#### (1) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 完成検査前検査申請書

「完成検査前検査申請」は、完成検査の前に実施する検査の申請です。消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定により、製造所等で液体危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（製造所又は一般取扱所は、指定数量未満の容量のタンクを除く。なお当該タンクの検査は完成検査に含まれる。）の設置又は変更の工事において、完成後には確認できない重要な部分を工事工程ごとに行う検査です。

#### (2) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 完成検査申請書

「完成検査」は、消防法第 11 条第 5 項の規定により実施する検査のことです。危険物施設の設置又は変更の許可を受けて開始した工事が完了した場合は、消防本部の完成検査を受け、完成検査済証が交付されてからでなければ施設を使用することはできません。

#### 【手続きの流れ】

##### (1) 完成検査の日程調整

##### (2) 完成検査申請

##### (3) 施設の完成検査

※ 施設の工事工程ごとに検査を実施する必要がある場合は、完成検査の手続きの前に検査を行います（中間検査）。

##### (4) 完成検査済証の交付

##### (5) 使用開始

#### (3) 特例の手続き

危険物の規制に関する政令第 23 条の規定を適用して、法令基準によらない特例施設を計画することができます。

特例については、危険物の品名及び最大数量、指定数量の倍数、危険物の貯蔵又は取扱方法並びに製造所等の周囲の地形その他の状況から判断して、火災の発生、延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認められるとき、又は特殊な設備等が法令基準と同等以上の効力があると認められるときに適用されます。

特例の手続きについては、事前相談の上、設置・変更の許可申請書に特例適用の内容を説明する書類を作成・添付して行ってください。

#### 4. その他の申請等

(1) 危険物保安監督者選任・解任届

(2) 予防規程制定・変更認可申請書

法第 14 条の 2 第 1 項の規定により、危規則第 60 条の 2 で定める事項について、予防規程を制定又は変更する場合に銚子市消防長あてに行う認可申請です。

(3) 品名、数量又は指定数量の倍数変更届

(4) 譲渡引渡届

譲渡は売買、贈与、相続等により所有権が移転することをいいます。

引渡しは賃貸権、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、事実上の支配が移転すること（民法上の占有移転）があることをいいます。

譲渡又は引渡しを受けた設置者は、譲渡又は引渡しの日から遅滞なく手続きを行ってください。

(5) 設置者氏名等変更届

法人代表者の役員改選による氏名変更、本社事務所移転による住所変更、人事異動による管理者の氏名変更の場合は、その事実があった日から遅滞なく手続きを行ってください。なお危険物施設の運用の権限、管理、変更の権限が第三者に移転した場合は譲渡引渡届が該当します。

(6) 休止届

危険物施設を一月以上休止する場合は休止届を提出してください。休止でも危険物を除去するなど保安上の措置が必要となります。

休止をしても危険物施設の維持義務は免責されません。

(7) 完成検査済証再交付申請書

(8) 廃止届

製造所等の機能を完全に停止する場合は廃止届を提出してください。廃止に伴う安全対策等の措置を講じる必要がありますので事前相談をお願いします。

(9) 危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書

法第 10 条第 1 項ただし書の規定により、指定数量以上の危険物を、10 日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合に銚子市消防長あてに行う承認申請です。

基本的な添付書類

ア 仮貯蔵・仮取り扱い内容の説明書

イ 仮貯蔵・仮取り扱い危険物の倍数計算書

ウ 仮貯蔵・仮取り扱い場所の付近案内図、平面図

エ 建築物の構造図（屋内の場合）

オ タンクその他危険物取扱い機器の構造図（配管図含む）

カ 消火設備、標識掲示板の設置場所を記入した図面、流出防止対策

キ 工程概要図及び工程説明書（必要に応じて添付）